

＜65歳以上75歳未満＞(介護保険の第1号被保険者)

医療保険分と後期高齢者支援金分を国保の保険税として納めます。(介護保険料は別に納めます。)

【担当課：高齢福祉課】

- ・医療保険分
- ・後期高齢者支援金分

●**年度の途中で40歳になるとき** 40歳の誕生日(1日生まれの方はその前月)の分から介護保険分を納めることになり、あらためて納税通知書を発送します。

●**年度の途中で65歳になるとき** 65歳の前月(1日生まれの方はその前々月)までの介護保険分は、国保の保険税として年度末までの納期に分けて納めます。

●計算例

モデルケース1－年金所得者

1人世帯(66歳) 年金所得120万円(年金収入240万円)

基準総所得金額 1,200,000円－330,000円(基礎控除)＝870,000円

＜医療分＞

(1) 所得割 870,000円×7.12%＝61,944円

(2) 均等割 24,300円×1人＝24,300円

(3) 平等割 1世帯につき 23,000円

医療分合計(100円未満切捨て) 109,200円

＜後期高齢者支援金分＞

(1) 所得割 870,000円×2.83%＝24,621円

(2) 均等割 10,100円×1人＝10,100円

(3) 平等割 1世帯につき 6,100円

後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 40,800円

＜総合計＞

保険税額 医療分＋後期高齢者支援金分＝150,000円

※65歳以上の方は、介護保険料として個別に請求されます。

モデルケース2－事業所得者など

4人世帯(夫45歳、妻45歳、子ども2人) 世帯所得250万円

基準総所得金額 2,500,000円－330,000円(基礎控除)＝2,170,000円

＜医療分＞

(1) 所得割 2,170,000円×7.12%＝154,504円

(2) 均等割 24,300円×4人＝97,200円

(3) 平等割 1世帯につき 23,000円

医療分合計(100円未満切捨て) 274,700円

＜後期高齢者支援金分＞

(1) 所得割 2,170,000円×2.83%＝61,411円

(2) 均等割 10,100円×4人＝40,400円

(3) 平等割 1世帯につき 6,100円

後期高齢者支援金分合計(100円未満切捨て) 107,900円

＜介護分＞

(1) 所得割 2,170,000円×2.2%＝47,740円

(2) 均等割 11,500円×2人＝23,000円

(3) 平等割 1世帯につき 6,300円

介護分合計(100円未満切捨て) 77,000円

＜総合計＞

保険税額 医療分＋後期高齢者支援金分＋介護分＝459,600円

☎市民環境課 ☎(0771)68-0011

※各種届出は各支所でも受け付けしています。